

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成28年12月20日</u>現在の法令に基づくものである。 第 1 共 通 関 係 (1 省略) <u>1-1</u> 平成 年分加算税の額の計算明細書（相続税）（通知用） <u>1-2</u> 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用） <u>1-3</u> 同（次葉） (2 省略) <u>2-1</u> 平成 年分加算税の額の計算明細書（贈与税）（通知用） <u>2-2</u> 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用） <u>2-3</u> 同（次葉） (3～7 省略) (第2 省略) 第 3 贈 与 税 関 係 (1～2 省略) 2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成<u>28</u>年分）（第1表の付表1） 2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成<u>28</u>年分）（第1表の付表2） 2-3 平成<u>28</u>年分贈与税の申告書（第1表の2） (2-4 省略) 2-5 平成<u>28</u>年分贈与税の申告書（第1表の3） (2-6～7-4 省略) 8 平成<u>28</u>年分贈与税の修正申告書（第3表） (9 省略) 9-1 平成<u>28</u>年分の贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成28年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。 第 1 共 通 関 係 (1 同左) <u>(新規)</u> <u>1-1</u> 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用） <u>(新規)</u> (2 同左) <u>(新規)</u> <u>2-1</u> 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用） <u>(新規)</u> (3～7 同左) (第2 同左) 第 3 贈 与 税 関 係 (1～2 同左) 2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成<u>27</u>年分）（第1表の付表1） 2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成<u>27</u>年分）（第1表の付表2） 2-3 平成<u>27</u>年分贈与税の申告書（第1表の2） (2-4 同左) 2-5 平成<u>27</u>年分贈与税の申告書（第1表の3） (2-6～7-4 同左) 8 平成<u>27</u>年分贈与税の修正申告書（第3表） (9 同左) 9-1 平成<u>27</u>年分の贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）

第 4 譲 渡 所 得 関 係	第 4 譲 渡 所 得 関 係
(1 ～10 省略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (10－3～23 省略) 24 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の<u>損益の計算及び繰越控除用</u>) (25～47 省略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (第 5 ～第11 省略)	(1 ～10 同左) <u>10－1 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成15年12月31日以前相続開始用）</u> <u>10－2 同付表</u> (10－3～23 同左) 24 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用) (25～47 同左) <u>48 「所得税法第137条の3の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書（猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用）</u> <u>49 有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書（非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用）</u> (第 5 ～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式1のとおりとする。
1-1 平成 年分加算税の額の計算明細書（相続税）（通知用）	様式2のとおりとする。（新規）
1-3 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）（次葉）	様式3のとおりとする。（新規）
2 平成 年分贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式4のとおりとする。
2-1 平成 年分加算税の額の計算明細書（贈与税）（通知用）	様式5のとおりとする。（新規）
2-3 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用）（次葉）	様式6のとおりとする。（新規）

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式7のとおりとする。
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）	様式8のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成 年分贈与税の申告書（第1表）	様式9のとおりとする。
2 同（控用）	様式10のとおりとする。
2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成28年分）（第1表の付表1）	様式11のとおりとする。
2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成28年分）（第1表の付表2）	様式12のとおりとする。
2-3 平成28年分贈与税の申告書（第1表の2）	様式13のとおりとする。
2-4 同（控用）	様式14のとおりとする。
2-5 平成28年分贈与税の申告書（第1表の3）	様式15のとおりとする。
2-6 同（控用）	様式16のとおりとする。
5 死亡した者の平成 年分贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）	様式17のとおりとする。
7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）	様式18のとおりとする。

7-2 同（別表）	様式19のとおりとする。
7-3 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）	様式20のとおりとする。
7-4 同（別表）	様式21のとおりとする。
8 平成28年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式22のとおりとする。
9 同（控用）	様式23のとおりとする。
9-1 平成28年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）	様式24のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式25のとおりとする。
11 相続時精算課税選択届出書	様式26のとおりとする。
12 同付表	様式27のとおりとする。
14 平成 年分農地等の贈与に関する確認書	様式28のとおりとする。
18 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）	様式29のとおりとする。
18-1 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用）	様式30のとおりとする。
18-2 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式31のとおりとする。
18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式32のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換（代替）資産の明細書	様式33のとおりとする。
3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	様式34のとおりとする。
10-1 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成15年12月31日以前相続開始用）	様式35のとおりとする。（削除）
10-2 同付表	様式36のとおりとする。（削除）
10-4 同付表	様式37のとおりとする。
10-6 同付表	様式38のとおりとする。
10-7 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成27年1月1日以後相続開始用）	様式39のとおりとする。
11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）	様式40のとおりとする。
16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書	様式41のとおりとする。
17 優良住宅地造成等事業に係る確約書	様式42のとおりとする。
22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕	様式43のとおりとする。
23 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	様式44のとおりとする。

24 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）	様式45のとおりとする。
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	様式46のとおりとする。
26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）	様式47のとおりとする。
26-1 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合）	様式48のとおりとする。
26-2 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書	様式49のとおりとする。
27 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	様式50のとおりとする。
28 株式の異動明細書	様式51のとおりとする。
29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5用】	様式52のとおりとする。
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5用】	様式53のとおりとする。
31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式54のとおりとする。
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式55のとおりとする。
33-1 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書	様式56のとおりとする。
37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）	様式57のとおりとする。
38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書	様式58のとおりとする。
39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	様式59のとおりとする。
40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式60のとおりとする。
42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	様式61のとおりとする。
44 同（付表2 納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細）	様式62のとおりとする。
45 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予____付表（2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）	様式63のとおりとする。
47 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	様式64のとおりとする。
48 「所得税法第137条の3の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書（猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用）	様式65のとおりとする。（削除）
49 有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書（非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用）	様式66のとおりとする。（削除）

第5 《山林所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 山林所得収支内訳書（計算明細書）	様式67のとおりとする。
2 山林所得収支内訳書（計算明細書）（課税事業者用）	様式68のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
120 医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書	様式69のとおりとする。

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5-1 同（次 葉）（贈与税一付表2）	様式70のとおりとする。
5-2 同（次 葉）（贈与税一付表3）	様式71のとおりとする。

第11 《その他》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
2 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書	様式72のとおりとする。
4 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書	様式73のとおりとする。

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

7

改 正 後										改 正 前																																																																																																												
氏名又は 名 称 _____ 殿 平成____年分 加算税の額の計算明細書（相続税） あなたに通知した平成____年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）の 「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。 <table><thead><tr><th colspan="2"></th><th>賦 課 決定額</th><th>変更決定後の 賦課決定額</th><th colspan="2">国外財産調書又は財産価額調書に係る</th><th>納付すべき 減少する 額</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>円</th><th>円</th><th>額 減 額</th><th>変更決定後の 額 減 額</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">① 加算税の基礎となる税額</td><td>A (注1)</td><td>0,000</td><td>0,000</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B (注2)</td><td>0,000</td><td>0,000</td><td>0,000</td><td>0,000</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">② ①に対する加算税の割合</td><td>C Aに対する割合</td><td>100</td><td>100</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>D Bに対する割合</td><td>5</td><td>5</td><td>100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td></td><td>100</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">③ ①のうち国税通則法第66条第2項の規定による加算税の基礎となる税額</td><td></td><td>0,000</td><td>0,000</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>④ ③に対する加算税の割合</td><td>5 100</td><td>5 100</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の規定による加算税の基礎となる税額</td><td></td><td>0,000</td><td>0,000</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥ ⑤に対する加算税の割合</td><td>10 100</td><td>10 100</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥との合計額)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。 2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。 () 枚のうち() 枚目 (資 3-10-9-A4 続-) (26/12)																						賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	国外財産調書又は財産価額調書に係る		納付すべき 減少する 額			円	円	額 減 額	変更決定後の 額 減 額	円	① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	0,000	0,000				B (注2)	0,000	0,000	0,000	0,000		② ①に対する加算税の割合	C Aに対する割合	100	100	5	5		D Bに対する割合	5	5	100	100			100	100				③ ①のうち国税通則法第66条第2項の規定による加算税の基礎となる税額		0,000	0,000				④ ③に対する加算税の割合	5 100	5 100				⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の規定による加算税の基礎となる税額		0,000	0,000				⑥ ⑤に対する加算税の割合	10 100	10 100				⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥との合計額)							(新規)																			
		賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	国外財産調書又は財産価額調書に係る		納付すべき 減少する 額																																																																																																																
		円	円	額 減 額	変更決定後の 額 減 額	円																																																																																																																
① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	0,000	0,000																																																																																																																			
	B (注2)	0,000	0,000	0,000	0,000																																																																																																																	
② ①に対する加算税の割合	C Aに対する割合	100	100	5	5																																																																																																																	
	D Bに対する割合	5	5	100	100																																																																																																																	
		100	100																																																																																																																			
③ ①のうち国税通則法第66条第2項の規定による加算税の基礎となる税額		0,000	0,000																																																																																																																			
	④ ③に対する加算税の割合	5 100	5 100																																																																																																																			
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の規定による加算税の基礎となる税額		0,000	0,000																																																																																																																			
	⑥ ⑤に対する加算税の割合	10 100	10 100																																																																																																																			
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥との合計額)																																																																																																																						

改正後

改正前

(新規)

(通知用)

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉

	I Hの金額から他の 税目における 更正の請求に基づ く減額更正に 係る部分を控除 した金額	J Gの繰越又は税 災事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あったとした場 合の金額	K 修正事由 部分の額	L 正当な事由がある と認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の金額
遺言執行等の計算 各人の合計				
取得財産の価額 (注4)	①		*	円
債務控除額	②		*	
課税資産の価額に 加算される 贈与課税分の贈与財産価額	③		*	
課税価額 ①-②+③	④	円 .000	円 .000	円 .000
相続税の税額	⑤	円 00	円 00	円 00
あなた の課税 価額の計算				
取得財産の価額 (注4)	⑥	円		円
債務控除額	⑦			
課税資産の価額に 加算される 贈与課税分の贈与財産価額	⑧			
課税価額 ⑥-⑦+⑧	⑨	円 .000	円 .000	円 .000
相続税の税額	⑩			
法第18条の規定 による加算額	⑪			
税額控除額	⑫			
差引税額	⑬			
相続時精算課税分 の贈与税額控除額	⑭	円 00	円 00	円 00
医療法人持分 税額控除額	⑮			
⑬-⑭-⑮	⑯	円 00	円 00	円 00
増 差 税 額	⑰	円 00	円 00	円 00

あなたに通知した平成____年分 相続
税の 通知書及び加算税の賦課決定
通知書(通知用)の「加算税の額の計算明
細書(相続税)」の「加算税の基礎となる
税額」は、この計算明細書により次のとお
り計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第6項の規定 による加算税の基礎となる税額
増 差 税 額	(⑨-⑩) 円 (⑨-⑩-⑭+⑮) 円	円
加算税の基礎と なる 税 額	(1)百万円未満の額が超えて 円 0,000	(1)百万円未満の額が超えて 円 0,000

(注) 4 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
5 上記計算明細(次葉)中の「*」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわらず、あなたに正当な事由が
なく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。

改正後

第 号

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長



平成 年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

平成 年分 贈与税 の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀 行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局 を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
②①に対する加算税の割合	100	100		100	100	
③①のうち国税通関法第 条第2項 の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				
④③に対する加算税の割合	5 100	5 100				
⑤①のうち国税通関法第66条第4項及び第68条 第4項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
⑥⑤に対する加算税の割合	10 100	10 100		10 100	10 100	
⑦ 加 算 税 の 額 (①×②と③×④と⑤×⑥との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資3-10-6-A4 統一)
(28.12)

()枚のうち()枚目

改正前

第 号

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長



平成 年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

平成 年分 贈与税 の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀 行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便 局を含む。))又は当税務署へ納付してくださ い。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額	賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
②①のうち国税通関法第 条第2項の 規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				
③①に対する加算税の割合	100	100		100	100	
④②に対する加算税の割合	5 100	5 100				
⑤ 加 算 税 の 額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資3-10-6-A4 統一)
(27.12)

()枚のうち()枚目

改正後

（通知用）

氏名又は
名 称 _____ 殿

平成____年分 加算税の額の計算明細書（贈与税）

あなたに通知した平成____年分 贈与税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）の
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

		賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 額 減少する 額	
① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	円 0,000	円 0,000		
	B (注2)	円 0,000	円 0,000		
② ①に対する加算税の割合	C Aに對する割合	100	100		
	D Bに對する割合	5 100	5 100		
③ ①のうち国税通則法第66条第2項の規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000		
	④ ③に対する加算税の割合	5 100	5 100		
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000		
	⑥ ⑤に対する加算税の割合	10 100	10 100		
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと④×④と⑥×⑥との合計額)		円	円		円

(注) 1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

()枚のうち()枚目

(資 3-10-11-A4 統一)
(26/12)

改正前

(新規)

改正後

改正前

(新規)

氏名又は
名称 _____ 殿

(通
知
用)

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次業

		G Bの金額から他の 税目における 更正の請求に基づ く減額更正に 係る部分を控除 した 額	H Cの繰越又は仮 払事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あったとした場 合の 額	I 非 正 当 事 由 部 分 の 額	J 正当な事由がある と認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の 額
贈 与 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円		円
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②			
	配偶者控除額	③			
	贈与課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④			
	基礎控除額	⑤	円		
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	円		円
	⑥に対する税額	⑦			
	外国税額の控除額	⑧			
	医療法人持分税額控除額	⑨			
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩			
相 続 時 精 算 課 税 分	(特定贈与者氏名)	⑪	円		円
	課 税 価 格	⑫			
	特別控除額	⑬	円		円
	⑬の控除後の課税価格(⑫-⑬)	⑭	円		円
	⑭に対する税額	⑮	円		円
	外国税額の控除額	⑯			
合 計	課税価格の合計額(⑪+⑫+⑬)	⑰	円	円	円
	差引税額の合計額(⑮+⑯)	⑱	円	円	円
	増 差 税 額	⑲	円	円	円
			円	円	円

あなたに通知した平成____年分 贈与
税の 通知書及び加算税の賦課決定
通知書(通知用)の「加算税の額の計算明
細書(贈与税)」の「加算税の基礎となる
税額」は、この計算明細書により次のとお
り計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第2項の規定 による加算税の基礎となる税額
増 差 税 額	(⑮-⑯)	(⑮-⑯+⑱)
加算税の基礎 となる税額	(⑰+⑱) 0.000	(⑰+⑱+⑲) 0.000

(注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「⑪+⑫+⑬」とあるのは、「⑪+⑫+特定贈与者ごとの⑬の合計額」として計算しています。
5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑮+⑯」とあるのは、「⑮+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

改正後

$$\square \square \square = \square \square \square$$

相 続 税 の 通 知 書 及 び 加 算 賦 課 決 定 書 (通知用)

住 所 _____

氏 名 _____

稅務署長 _____

平成 年 月 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

○ この通知により既に給付金が支払済みの場合は、減額となる。

[illegible]

○課税標準等及び税額等の計算明細

(1) 納付税額又は戻付税額の計算事項		(2) 借税額の繰上計算事項	
区 分	当初課税額 (円)	区 分	当初 課税額 (円)
① 取得した財産の価額	円	① 取得財産価額の合計額	円
② 取得時課税額又は戻付税額	円	② 取得時課税額又は戻付税額の合計額	円
③ 償却及び修繕費用の全額	円	③ 償却修繕の合計額	円
④ 減価償却額 (① + ② - ③)	円	④ 減価償却額に相当する課税 負担額の合計額	円
⑤ 減価償却に相当する課税 負担額の合計額	円	⑤ 課税価格の合計額	円
⑥ 課税価格 (④ + ⑤)	円	⑥ 法定相続人の数	人
⑦ 借 税 額 の 総 額 (⑥) の ⑦ の金額)	円	⑦ 遺産に係る基礎控除額	円
一 般 の 合 算 場 合	⑧ 同一のみな 分組合 ⑨ 借 税 額 税 (⑦) の ⑧	⑧ 計算の基礎となる遺産 (⑥ - ⑦)	円
有価証券課税適用の 場合	⑩ 借 税 額 税 (⑦) の ⑩	⑨ 借 税 額 の 総 額	円

○ 加算税の額の計算明細

[illegible]

- この改正又は決定が申告税務局から1年未満経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納税期内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められる。
- あるいは、上記の条文中に納付すべき税額のほか、あなたを受けた利益の税額を算定として納税後法第54条第1項の規定により他の納税人又は受益者の責任として課税されるものがある。

()枚のうち、()枚選

(實 4-72-2-A-4 統一)

改正前

A horizontal number line with arrows at both ends. It is marked with integers from 0 to 10. Above the line, the numbers 0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, and 10 are written. Two arrows point to specific numbers: one arrow points to 3 and another arrow points to 7.

相 続 税 の 通 知 書 及 び 書 (通知用)

總 價 _____

平成 年 月 日

院 長 署 長

平成 年 月 日の権限開始に係る権限税及びその加算税
について、右の書のとおり 及び加算税の賦課決定をし
ます。

したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額
は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額	納付すべき 減少する	加算税の額	納税者千額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額
	丙		丙		丙
		やき加算税			

○ 納付すべき税額及び延滞税(納税滞り額のある人は、納税滞り額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額)は、同時に納付書により平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び購入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

- 新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。
- 既に納付した税額がこの通知により減少する場合は、他に未納の税額がないときは、銀行等の預り金口座への振込み又はゆうちょ銀行、税関の口座からの振込により減額することができます。

○ 延滞税の計算方法
(国収増進法第60条、第61条、第110条、第119条及び租税特別措置法第94条)
延滞税の割合(第112条、年7.5%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は年4.6%)
となります。
具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

納付すべき未 収の額	×	電滞税の割合 (注1)	×	総額(合計)(注3)	×	電滞税の額
10,000円未満 収めて (注2)				法定納税額の翌日から 完納の日まで		・1,000円未満の部分は 納付不要 ・1,000円以上の場合は 100円未満の額を収めて

注1 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになります。

① 平成12年1月1日から平成26年12月31日までの期間に対応する経費額の割合

- ・ 納期前の翌日から翌月を超過する日まで、一年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
- ・ 納期前の翌日から翌月を超過しない日まで、一年「14.40%」

② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
・納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と

・ 納期限の翌日から2月を経過した日以降・年「14.6%」と「特別基準割合(※)＝7.3%」のいずれか低い割合

(イ) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の前年の12月1日までに計画期間が経過する割合に、

注2 本稿の額が10,600円未満の場合には、延滞税を納付する必要はあ

図3 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自・・里・・)の期間に、上記の計算期間に充てられないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税徴収を一部に納付することができないと認められるときは、原則として納付期限は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ 〃の通知に係る処分の理由

この書籍に心を配った意図

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の税額を課税として相続税法第38条第1項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について課税給付の要件が与えられる。

()校のうち()校目

(實-4-75-2-A-4統一)

改 正 後

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) =

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「①納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計 (②-③-④-⑤)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

イ _____ 申告加算税に対応する本税の額 _____ 円

ロ 重加算税に対応する本税の額 _____ 円

ハ 上 記 以 外 の 本 税 の 額 _____ 円

ニ 国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額に対応する本税の額 _____ 円

(1) _____ 申告加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) =

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第 条第2項適用分)) =

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第66条第4項適用分)) =

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額)) =

_____ 申告加算税の額 (B + C + D - E)

(2) 重加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) =

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第68条第4項適用分)) =

重加算税の額 (F + G)

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額は、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) =

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額 (②-③-④-⑤-⑥)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

() 枚のうち () 枚目

(資4-85-1-A4統一)

改 正 前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) =

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「①納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計 (②-③-④-⑤)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

イ _____ 申告加算税に対応する本税の額 _____ 円

ロ 重加算税に対応する本税の額 _____ 円

ハ 上 記 以 外 の 本 税 の 額 _____ 円

ニ 国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額に対応する本税の額 _____ 円

(1) _____ 申告加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) =

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第 条第2項適用分)) =

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額)) =

_____ 申告加算税の額 (B + C - D)

(2) 重加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) =

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額は、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) =

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額 (②-③-④-⑤-⑥)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

() 枚のうち () 枚目

(資4-85-1-A4統一)

改正前

[illegible]

改正前

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください

[illegible]

○この用紙は「控用」です。申告には必ず「提出用」を使ってください。

改正後

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 28 年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。				受託者の 名称又は氏名 (法人番号)		()			
1 委託者									
住 所		氏 名 (フリガナ)		生 年 月 日		明治1、大正2、昭和3、平成4			
2 信託の明細		所在地（信託の受益者が2以上である場合は、他の受益者の名称又は氏名も記入してください。）		贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限り。）					
番号		信 託 の 名 称							
1									
2									
3									
3 信託に関する権利の明細									
番号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 固定資産税 評 価 額	単 価 倍 数	財産の価額 円	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額 円	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額								③	
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。									
4 贈与税額等の計算									
④ 信託に関する権利の価額の合計額 (①欄の金額)	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (②欄の金額)	⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)	⑦ 外国税額控除後の贈与税額 (⑥-②)	⑧ 控除する法人税等に相当する額 (②欄の金額)	⑨ 差引税額 (⑦-⑧)				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(注) 1 ④欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 2 ⑤欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑨欄の金額）を記入します。 3 ⑥欄の金額（⑦-⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑦欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。 5 信託の受益者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。									
5 控除する法人税等に相当する額の計算									
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算									
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (⑤欄の金額)	⑪ ⑩欄の額に基づく事業税の額	⑫ ⑩欄の額に基づく地方法人特別税の額	⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑩-⑪-⑫)	⑭ ⑬欄の額に基づく法人税の額					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
⑯ ⑬欄の額に基づく事業税の額	⑰ ⑬欄の額に基づく地方法人特別税の額	⑱ ⑬欄の額に基づく地方法人税の額	⑲ ⑬欄の額に基づく道府県民税の額	⑳ ⑬欄の額に基づく市町村民税の額	㉑ 法人税等に相当する額 (⑯+⑰+⑱+⑲+⑳)				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(注) 1 ⑩欄及び⑪欄は、それぞれ⑩欄及び⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑫欄及び⑬欄は、それぞれ⑫欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑭欄は、⑫欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑮欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 5 ⑯欄及び⑰欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 (資 5-59-1-A 4 統一)									

第一表の付表一（平成28年分用）

改正前

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 27 年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。				受託者の 名称又は氏名 (法人番号)		()			
1 委託者									
住 所		氏 名 (フリガナ)		生 年 月 日		明治1、大正2、昭和3、平成4			
2 信託の明細		所在地（信託の受益者が2以上である場合は、他の受益者の名称又は氏名も記入してください。）		贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限り。）					
番号		信 託 の 名 称							
1									
2									
3									
3 信託に関する権利の明細									
番号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 固定資産税 評 価 額	単 価 倍 数	財産の価額 円	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額 円	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額								③	
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。									
4 贈与税額等の計算									
④ 信託に関する権利の価額の合計額 (①欄の金額)	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (②欄の金額)	⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)	⑦ 外国税額控除後の贈与税額 (⑥-②)	⑧ 控除する法人税等に相当する額 (②欄の金額)	⑨ 差引税額 (⑦-⑧)				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(注) 1 ④欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 2 ⑤欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑨欄の金額）を記入します。 3 ⑥欄の金額（⑦-⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑦欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。 5 信託の受益者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。									
5 控除する法人税等に相当する額の計算									
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算									
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (⑤欄の金額)	⑪ ⑩欄の額に基づく事業税の額	⑫ ⑩欄の額に基づく地方法人特別税の額	⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑩-⑪-⑫)	⑭ ⑬欄の額に基づく法人税の額	⑮ ⑬欄の額に基づく地方法人特別税の額	⑯ ⑬欄の額に基づく道府県民税の額	⑰ ⑬欄の額に基づく市町村民税の額	⑱ 法人税等に相当する額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
⑲ ⑬欄の額に基づく事業税の額	⑳ ⑬欄の額に基づく地方法人特別税の額	㉑ ⑬欄の額に基づく地方法人税の額	㉒ ⑬欄の額に基づく道府県民税の額	㉓ ⑬欄の額に基づく市町村民税の額	㉔ 法人税等に相当する額 (⑲+⑳+㉑+㉒+㉓)				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(注) 1 ⑩欄及び⑪欄は、それぞれ⑩欄及び⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑫欄及び⑬欄は、それぞれ⑫欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑭欄は、⑫欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑮欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 5 ⑯欄及び⑰欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 (資 5-59-1-A 4 統一) (平 27.10)									

第一表の付表一（平成27年分用）

改正後

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額 (表面①欄の金額)		法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑤ ⑤の価額に基づく法人税の額		⑥ ⑥の価額に基づく法人税の額	
		② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)		③ ③の価額に基づく事業税の額		④ ④の価額に基づく地方法人特別税の額		⑤ ⑤の価額に基づく事業税等の基となる価額(②-③-④)	
円		円	円	円	円	円	円	円	円
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ ④の金額に基づく地方法人税の額		⑩ ④の金額に基づく道府県民税の額		⑪ ④の金額に基づく市町村民税の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑫ 法人税等に相当する額(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑬ (①-⑫)の金額							
円		円							
番号	⑭ 上記②欄の金額	⑮ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑭+⑮)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑯-⑰)				
	円	円	円	円	円	円			

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
4 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
5 ⑯欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
6 ⑯欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
7 ⑯欄及び⑱欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
8 ⑯欄の金額(⑱-⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
9 ⑯欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
10 ⑯欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
11 ⑯欄の金額(⑱-⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
12 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受益者の名称又は氏名」欄には、受益者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受益者が委託者から受託した(している)受益者が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受益者以外の他の受益者が同一の委託者から同一年中に受託した(している)受益者が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受益者がこの明細書を提出する受益者以外の場合には、その受益者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受益者が受託した(している)受益者が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額 (表面①欄の金額)		法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑤ ⑤の価額に基づく法人税の額		⑥ ⑥の価額に基づく法人税の額	
		② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)		③ ③の価額に基づく事業税の額		④ ④の価額に基づく地方法人特別税の額		⑤ ⑤の価額に基づく事業税等の基となる価額(②-③-④)	
円		円	円	円	円	円	円	円	円
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ ④の金額に基づく地方法人税の額		⑩ ④の金額に基づく道府県民税の額		⑪ ④の金額に基づく市町村民税の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑫ 法人税等に相当する額(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑬ (①-⑫)の金額							
円		円							
番号	⑭ 上記②欄の金額	⑮ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑭+⑮)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑯-⑰)				
	円	円	円	円	円	円			

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
4 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
5 ⑯欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
6 ⑯欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
7 ⑯欄及び⑱欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
8 ⑯欄の金額(⑱-⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
9 ⑯欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
10 ⑯欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
11 ⑯欄の金額(⑱-⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
12 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受益者の名称又は氏名」欄には、受益者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受益者が委託者から受託した(している)受益者が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受益者以外の他の受益者が同一の委託者から同一年中に受託した(している)受益者が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受益者がこの明細書を提出する受益者以外の場合には、その受益者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受益者が受託した(している)受益者が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正後

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 28 年分）

					贈与者の氏名			
この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					人格のない社団 又は財団の名称 (法人整理番号)		()	
1 贈与により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在地等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍 数	財産の価額	外国税額控除額
1							円	円
2								
3								
4								
5								
贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①	②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額 $\left[\begin{array}{l} \text{①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切り捨てます。)} \text{に} \text{対し、申告書第一} \\ \text{表(附用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額} \end{array} \right]$							⑤	円
2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算								
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額(②の金額)		⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額		⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ 翌期控除事業税等相当額(⑦+⑧)		
円		円		円		円		
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑥-⑦)		⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額の所得割の額		⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額		⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額		
円		円		円		円		
⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額		⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑰ 法人税等に相当する額(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)		
円		円		円		円		
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算								
⑲ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額(⑤×③+①-④)		⑳ 法人税等に相当する額(⑩の金額)		㉑ 限度額(⑩の金額と㉒の金額とのうちいずれか少ない方の金額)				
円		円		円				
4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算								
㉒ 基礎控除後の課税価格に対する税額(⑤の金額)		㉓ 外国税額控除額(②の金額)		㉔ 控除する法人税等に相当する額(⑩の金額)		㉕ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑤-②-⑩)		
円		円		円		円		

(資5-59-3-A4統一)

改正前

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 27 年分）

					贈与者の氏名			
この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					人格のない社団 又は財団の名称 (法人整理番号)		()	
1 贈与により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在地等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍 数	財産の価額	外国税額控除額
1							円	円
2								
3								
4								
5								
贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①	②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額 $\left[\begin{array}{l} \text{①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切り捨てます。)} \text{に} \text{対し、申告書第一} \\ \text{表(附用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額} \end{array} \right]$							⑤	円
2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算								
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額(②の金額)		⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額		⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ 翌期控除事業税等相当額(⑦+⑧)		
円		円		円		円		
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑥-⑦)		⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額の所得割の額		⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額		⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額		
円		円		円		円		
⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額		⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑰ 法人税等に相当する額(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)		
円		円		円		円		
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算								
⑲ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額(⑤×③+①-④)		⑳ 法人税等に相当する額(⑩の金額)		㉑ 限度額(⑩の金額と㉒の金額とのうちいずれか少ない方の金額)				
円		円		円				
4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算								
㉒ 基礎控除後の課税価格に対する税額(⑤の金額)		㉓ 外国税額控除額(②の金額)		㉔ 控除する法人税等に相当する額(⑩の金額)		㉕ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑤-②-⑩)		
円		円		円		円		

(資5-59-3-A4統一)(平27.10)

改正後	改正前
書 き か た 等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。 人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 「⑩」、「⑪」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 「⑭」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。 「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。	書 き か た 等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。 人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 「⑩」、「⑪」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 「⑭」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 「⑰」欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、「⑩」から「⑰」までの各欄の金額の合計額に、「⑭」欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。 「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。

改正後

平成28年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 2

[illegible]

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成29年3月15日
種類	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

[illegible]

※欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)

改正前

平成27年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等
	住所		住宅取得等資金を取得した年 月 日
	氏名		住宅取得等資金の金額
	平成 年 月 日		平成 年 月 日
	氏名		平成 年 月 日
	平成 年 月 日		平成 年 月 日
	氏名		平成 年 月 日
	平成 年 月 日		平成 年 月 日
	氏名		平成 年 月 日
	平成 年 月 日		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額		30	平成 年 月 日
贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年 月 日
住所		住宅取得等資金の金額	平成 年 月 日
氏名		平成 年 月 日	平成 年 月 日
氏名		平成 年 月 日	平成 年 月 日
氏名		平成 年 月 日	平成 年 月 日
氏名		平成 年 月 日	平成 年 月 日
氏名		平成 年 月 日	平成 年 月 日
氏名		平成 年 月 日	平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額		31	平成 年 月 日
非課税限度額 (注2)		新築・取得・増改築等 に係る契約年	平成 年 月 日
32		32	平成 年 月 日
33		33	平成 年 月 日
34		34	平成 年 月 日
35		35	平成 年 月 日
36		36	平成 年 月 日
37		37	平成 年 月 日

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

新築・取得・増改築に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成28年3月15日
種類	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

※	稅務署整理欄	整理番号								名簿							確認		
---	--------	------	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	----	--	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平27,10)

改正後

改正前

平成28年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

平成27年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

控
用

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額

住所 平成 年 月 日

氏名

住宅取得等資金の合計額 30

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額

住所 平成 年 月 日

氏名

住宅取得等資金の合計額 31

住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 平成 年 月 日 32

平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 33

住宅資金非課税限度額の残額(32-33) 34

30のうち非課税の適用を受ける金額 36

31のうち非課税の適用を受ける金額 37

非課税の適用を受ける金額の合計額(36+37) 38

30のうち課税価格に算入される金額(30-36) 39

31のうち課税価格に算入される金額(31-37) 40

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成29年3月15日
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

控
用

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額

住所 平成 年 月 日

氏名

住宅取得等資金の合計額 30

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額

住所 平成 年 月 日

氏名

住宅取得等資金の合計額 31

非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 平成 年 月 日 32

30のうち非課税の適用を受ける金額 33

31のうち非課税の適用を受ける金額 34

非課税の適用を受ける金額の合計額(33+34) 35

30のうち課税価格に算入される金額(30-33) 36

31のうち課税価格に算入される金額(31-34) 37

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成28年3月15日
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

改正前

平成27年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

平成27年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

（単位：円）

住宅取得等資金の非課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

平成□年□月□日

□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

平成□年□月□日

□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

住宅取得等資金の合計額

38

贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

平成□年□月□日

□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

平成□年□月□日

□□□□□□□□□□

住宅取得等資金の合計額

39

非課税限度額（注2）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日

平成□年□月□日

40

⑧のうち非課税の適用を受ける金額

41

⑨のうち非課税の適用を受ける金額

42

非課税の適用を受ける金額の合計額（⑧+⑨）
（⑨の金額を限度とします。）

43

⑩のうち課税価格に算入される金額（⑩-⑪）
（⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）

44

⑪のうち課税価格に算入される金額（⑪-⑫）
（⑪に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）

45

※又は⑩に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）」・申告者との続柄・生年月日・欄の記載は、※又は⑪の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注1） 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務署

（注2） 非課税限度額は、住宅用の家屋の種類に及びて次のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成28年3月15日
種別	省エネ等住宅（※） 1,500万円
	上記以外の住宅 1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

※ 税務署受理欄 受理番号 □□□□□□□□ □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□□□ 確認 □□□□□□□□

※印欄には記入しないでください。

（資-10-1-5-A4様式）（平27-10）

改正後

平成28年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		第一表の三（平成28年分用）	
震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）			
贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成□年□月□日 □□□□□□
住所 氏名		平成□年□月□日 □□□□□□	
続柄 父 母 配偶 兄弟姉妹 その他（注2）		平成□年□月□日 □□□□□□	
住宅取得等資金の合計額	41	□□□□□□	
贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成□年□月□日 □□□□□□
住所 氏名		平成□年□月□日 □□□□□□	
続柄 父 母 配偶 兄弟姉妹 その他（注2）		平成□年□月□日 □□□□□□	
住宅取得等資金の合計額	42	□□□□□□	
住宅資金非課税限度額（注2） 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成□年□月□日	43	□□□□□□
平成27年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	44	□□□□□□	
住宅資金非課税限度額の残額（43-44）	45	□□□□□□	
41のうち非課税の適用を受ける金額	47	□□□□□□	
42のうち非課税の適用を受ける金額	48	□□□□□□	
非課税の適用を受ける金額の合計額（47+48） （49の金額を限度とします。）	49	□□□□□□	
41のうち課税価格に算入される金額（41-47） （41に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	50	□□□□□□	
42のうち課税価格に算入される金額（42-48） （42に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	51	□□□□□□	

（注1） 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

（注2） 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成29年3月15日
省エネ等住宅（※）	1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(資5-10-1-6-A4統一)

改正前

平成27年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		第一表の三（平成27年分用）	
震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）			
贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成□年□月□日 □□□□□□
住所 氏名		平成□年□月□日 □□□□□□	
続柄 父 母 配偶 兄弟姉妹 その他（注2）		平成□年□月□日 □□□□□□	
住宅取得等資金の合計額	38	□□□□□□	
贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成□年□月□日 □□□□□□
住所 氏名		平成□年□月□日 □□□□□□	
続柄 父 母 配偶 兄弟姉妹 その他（注2）		平成□年□月□日 □□□□□□	
住宅取得等資金の合計額	39	□□□□□□	
非課税限度額（注2） 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成□年□月□日	40	□□□□□□
38のうち非課税の適用を受ける金額	41	□□□□□□	
39のうち非課税の適用を受ける金額	42	□□□□□□	
非課税の適用を受ける金額の合計額（41+42） （43の金額を限度とします。）	43	□□□□□□	
38のうち課税価格に算入される金額（38-41） （38に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	44	□□□□□□	
39のうち課税価格に算入される金額（39-42） （39に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	45	□□□□□□	

（注1） 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

（注2） 非課税限度額は、住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成28年3月15日
省エネ等住宅（※）	1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(資5-10-1-6-A4統一) (平27.10)

改正後

死亡した者の平成__年分 贈与税の申告書付表

(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等				
住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	平成 年 月 日
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の⑩欄又は⑪欄の金額) 円・・・・A				
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____				
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限 定 承 認				
(1) 住 所	〒 _____	〒 _____	〒 _____	〒 _____
(2) 氏 名	フリガナ _____	フリガナ _____	フリガナ _____	フリガナ _____
(3) 又 は 法 人 番 号	個人番号の記入に当たっては、 左欄を空欄とし、ここから 記入してください。	個人番号の記入に当たっては、 左欄を空欄とし、ここから 記入してください。	個人番号の記入に当たっては、 左欄を空欄とし、ここから 記入してください。	個人番号の記入に当たっては、 左欄を空欄とし、ここから 記入してください。
5 相続人等に関する事項	職業及び被相続人との続柄	職業及び被相続人との続柄	職業及び被相続人との続柄	職業及び被相続人との続柄
(4)	職業 _____ 続柄 _____	職業 _____ 続柄 _____	職業 _____ 続柄 _____	職業 _____ 続柄 _____
(5) 生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
(6) 電 話 番 号	_____	_____	_____	_____
(7) 相 続 分 … B	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円 _____	円 _____	円 _____	円 _____
(9) 各 人 の (8) の 合 計	円 _____			
(10) (8) の (9) に対する割合	_____	_____	_____	_____
6 各人の納付税額	00 円	00 円	00 円	00 円

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認	_____	_____	_____	_____
身元確認	_____	_____	_____	_____

(資 5-10-4-A 4 統一) (平 28.10)

改正前

死亡した者の平成__年分 贈与税の申告書付表

(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等				
住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	平成 年 月 日
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の⑩又は⑪の金額) 円・・・・A				
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____				
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限 定 承 認				
(1) 住 所	〒 _____	〒 _____	〒 _____	〒 _____
(2) 氏 名	フリガナ _____	フリガナ _____	フリガナ _____	フリガナ _____
※ 整 理 欄 (記入しないでください。)	_____	_____	_____	_____
5 相続人等に関する事項	職業及び被相続人との続柄	職業及び被相続人との続柄	職業及び被相続人との続柄	職業及び被相続人との続柄
(3)	職業 _____ 続柄 _____	職業 _____ 続柄 _____	職業 _____ 続柄 _____	職業 _____ 続柄 _____
(4) 生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
(5) 電 話 番 号	_____	_____	_____	_____
(6) 相 続 分 … B	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円 _____	円 _____	円 _____	円 _____
(8) 各 人 の (7) の 合 計	円 _____			
(9) (7) の (8) に対する割合	_____	_____	_____	_____
6 各人の納付税額	00 円	00 円	00 円	00 円

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

(資 5-10-4-A 4 統一) (平 28.6)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄
死亡した人の申告書第一表の⑤欄（修正申告の場合は⑥欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
一緒に申告するかどうかわからず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。

- 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
- 「氏名」欄
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- 「個人番号又は法人番号」欄
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。
（注）この申告書付表の控えを保管する場合においては、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 「相続分・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
		子	2分の1
		父母	2分の1
子がい	ない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
子も父	母もいない場合	配偶者	3分の1
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続又は遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 各人の納付税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（7）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄
死亡した人の申告書第一表の⑤欄（修正申告の場合は⑥欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
一緒に申告するかどうかわからず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。

（1）「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所を記入してください。

（2）「氏名」欄
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

- 「相続分・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
		子	2分の1
		父母	2分の1
子がい	ない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
子も父	母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続又は遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 各人の納付税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 贈与の時にける経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定状況	認定年月日 平成 年 月 日
④ 贈与の時にける資本金の額	円	認定番号	
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時にける従業員数	人		
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細			
受贈年月日	① 贈与の時にける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b) ④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c) ⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d) (②×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)
・ ・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (i) a>b+cの場合 ⇒ b ※ b>dの場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+cの場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > dの場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)
	株・口・円		円
3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑥欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

4 特例受贈非上場株式等の内訳等 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。			
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ ・ ・			株・口・円
ロ ・ ・			株・口・円
ハ ・ ・			株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・口・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。			

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・							
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日							
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名			
				印			

※ 税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力		確認		
※欄には記入しないでください。							

(資5-11-6-A4統一)

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 贈与の時にける経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定状況	認定年月日 平成 年 月 日
④ 贈与の時にける資本金の額	円	認定番号	
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時にける従業員数	人		
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細			
受贈年月日	① 贈与の時にける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b) ④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c) ⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d) (②×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)
・ ・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (i) a>b+cの場合 ⇒ b ※ b>dの場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+cの場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > dの場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)
	株・口・円		円
3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑥欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

4 特例受贈非上場株式等の内訳等 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。			
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ ・ ・			株・口・円
ロ ・ ・			株・口・円
ハ ・ ・			株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・口・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。			

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・							
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日							
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名			
				印			

※ 税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力		確認		
※欄には記入しないでください。							

(資5-11-6-A4統一) (平27.10)

改正後	改正前
《 書 き か た 等 》 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の特例の適用を受ける場合に当たっての留意事項 (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この特例の適用を受けるには、⑧欄の(f)に該当する場合にはbの全部、⑨欄の(e)に該当する場合には(a－c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。 (3) ⑩欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。 なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社、資産保有型会社等又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項 ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。 5 「4 特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同条第16項（第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。 6 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時ににおいて現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。	《 書 き か た 等 》 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の特例の適用を受ける場合に当たっての留意事項 (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この特例の適用を受けるには、⑧欄の(f)に該当する場合にはbの全部、⑨欄の(e)に該当する場合には(a－c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。 (3) ⑩欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。 なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社、資産保有型会社等又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項 ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。 5 「4 特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同条第16項（第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。 6 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時ににおいて現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

経営承継受贈者の氏名

この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2以上作成
する必要がある場合に使用します。

1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算

① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額

円

② 基礎控除額

1,100,000

③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000 円未満切捨て）

,000

④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）

2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算

① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算

会社名

贈与者の氏名

株式等納税猶予税額の計算（100 円未満切捨て）

イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

円

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）

00

（注） 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

2 ②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。

※ 税務署整理欄

入力

確認

（平成
27
年分
以降
適用）

※欄には記入しないでください。

（資5-11-7-A4 統一）

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

経営承継受贈者の氏名

この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2以上作成
する必要がある場合に使用します。

1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算

① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額

円

② 基礎控除額

1,100,000

③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000 円未満切捨て）

,000

④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）

2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算

① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算

会社名

贈与者の氏名

株式等納税猶予税額の計算（100 円未満切捨て）

イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

円

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額

上記1の④×

上記1の④欄の価額

00

② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）

00

（注） 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

2 ②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。

※ 税務署整理欄

入力

確認

（平成
27
年分
以降
適用）

※欄には記入しないでください。

（資5-11-7-A4 統一）（平27.10）

29

改正後

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名			贈与者の氏名		
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます ^(※) 。 (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)					
☐ 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項） ☐ 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）					
^(※) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受けるときには、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。 ☐ 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）					
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					
1 経済的利益に係る医療法人					
① 医療法人の名称等	名 称	医療法人の監理番号		税務署	
② 厚生労働大臣の認定年月日			医療法人の所轄税務署名	平成 年 月 日	
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期間			平成 年 月 日		
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）					
☐ 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。 ^(※) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。					
2 経済的利益の明細					
医療法人の持分に係る経済的利益					
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益		放棄年月日		平成 年 月 日	
受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。		経済的利益の価額		a	円
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算					
① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（①－②の金額） (1,000円未満切捨て)	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） (100円未満切捨て)		
円	1,100,000 円		,000 円	00 円	
⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額					
イ「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (④の金額を転記します。)	A	00 円	
ロ「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B	00 円	
ハ「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B	円	
※ 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のイ(a)に該当する場合）に使用します。					
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細					
4 医療法人の持分に関する事項					
① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日			平成 年 月 日		
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			平成 年 月 日		
5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細					
医療法人の持分					
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。		持分の価額	b	円
② 基金拠出の直前の持分	受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。		持分の価額	c	円
6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算					
① 基金として拠出した額			d	円	
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c－d）				円	
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c×a／（a＋b））				円	
④ 医療法人持分税額控除額 (3の④×②／③ ^(※) ）の金額 (②／③）の割合が1を超える場合（「②>③」の場合）には、3の④の金額			e	円	
※ 税務署管理簿	法人管理番号	—	入力	確認	

※欄には記入しないでください。

(資5-11-8-A4統一)

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名			贈与者の氏名		
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます ^(※) 。 (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)					
☐ 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項） ☐ 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）					
^(※) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受けるときには、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。 ☐ 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）					
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					
1 経済的利益に係る医療法人					
① 医療法人の名称等	名 称	医療法人の監理番号		税務署	
② 厚生労働大臣の認定年月日			医療法人の所轄税務署名	平成 年 月 日	
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期間			平成 年 月 日		
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）					
☐ 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。 ^(※) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。					
2 経済的利益の明細					
医療法人の持分に係る経済的利益					
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益		放棄年月日		平成 年 月 日	
受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。		経済的利益の価額		a	円
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算					
① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（①－②の金額） (1,000円未満切捨て)	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） (100円未満切捨て)		
円	1,100,000 円		,000 円	00 円	
⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額					
イ「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (④の金額を転記します。)	A	00 円	
ロ「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B	00 円	
ハ「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B	円	
※ 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のイ(a)に該当する場合）に使用します。					
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細					
4 医療法人の持分に関する事項					
① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日			平成 年 月 日		
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			平成 年 月 日		
5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細					
医療法人の持分					
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。		持分の価額	b	円
② 基金拠出の直前の持分	受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。		持分の価額	c	円
6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算					
① 基金として拠出した額			d	円	
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c－d）				円	
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c×a／（a＋b））				円	
④ 医療法人持分税額控除額 (3の④×②／③ ^(※) ）の金額 (②／③）の割合が1を超える場合（「②>③」の場合）には、3の④の金額			e	円	
※ 税務署管理簿	法人管理番号	—	入力	確認	

(資5-11-8-A4統一) (平27.10)

改正後

《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
 - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）
 - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）
 - 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。

イ 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

ロ 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

ハ 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
 - ②欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
 - ③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
 - ④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。

なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができます。
- 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項

①欄の金額は、申告書第一表（採用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。

②欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。

なお、ロの場合には、放棄の態様（(f)又は(g)）に応じ、(f)に該当するときは④欄の金額を、(g)に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した④欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(e)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。

なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(f)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。

- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
 - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
 - 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
 - 「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
 - ④欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。

また、その算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(e)のB欄に転記します。

改正前

《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
 - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）
 - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）
 - 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。

イ 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

ロ 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

ハ 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
 - ②欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
 - ③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
 - ④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。

なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができます。
- 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項

①欄の金額は、申告書第一表（採用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。

②欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。

なお、ロの場合には、放棄の態様（(f)又は(g)）に応じ、(f)に該当するときは④欄の金額を、(g)に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した④欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(e)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。

なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(f)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。

- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
 - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
 - 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
 - 「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
 - ④欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。

また、その算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(e)のB欄に転記します。

改正後

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

受贈者の氏名	この別表は、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を2以上作成する必要がある場合に使用します。		
1 あん分前の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 各計算書のa欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（（①-②）の金額）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）			
2 あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次の1から3までの各欄を使用し、医療法人持分納税猶予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。			
① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称 (2) 贈与者の氏名 (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）			
$\left\{ \begin{array}{l} \text{(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のa欄の価額} \\ \times \text{(1)の(3)の金額を転記します。} \end{array} \right\}$		円	00
② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 ①の(3)の金額を転記します。	a	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(f) 持分の全てを放棄したとき (g) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。 医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。	b c 00
① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称 (2) 贈与者の氏名 (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）			
$\left\{ \begin{array}{l} \text{(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のa欄の価額} \\ \times \text{(1)の(3)の金額を転記します。} \end{array} \right\}$		円	00
② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 ①の(3)の金額を転記します。	d	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(f) 持分の全てを放棄したとき (g) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。 医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。	e f 00
① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称 (2) 贈与者の氏名 (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）			
$\left\{ \begin{array}{l} \text{(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のa欄の価額} \\ \times \text{(1)の(3)の金額を転記します。} \end{array} \right\}$		円	00
② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 ①の(3)の金額を転記します。	g	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(f) 持分の全てを放棄したとき (g) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。 医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。	h i 00
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額			
上記1及び2により算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。			
医療法人持分納税猶予税額 の合計額（a + d + g）（申告書第一表の「医療法人持分納税猶予税額」欄に転記します。）	A	円	00
医療法人持分税額控除額 の合計額（b + c + e + f + h + i）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。）	B	円	
(注) 1 医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（1、2又は3の各欄の②欄のロの(3)に該当する場合）には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税猶予税額等（1、2又は3の各欄の③欄の(3)の金額）に基づき、その医療法人持分納税猶予税額等に係る計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の4から6までにおいて医療法人持分税額控除額（e）を計算し、この別表のe、f又はi欄に転記します。この場合、計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の6の③欄中「3の③」の金額とあるのは、この別表の1、2又は3の各欄の「③欄の(3)」の金額として医療法人持分税額控除額（e）を計算します。			
2 医療法人又は贈与者が4以上あり、上記の1、2及び3欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	
※欄には記入しないでください。（資5-11-9-A4統一）			

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

受贈者の氏名	この別表は、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を2以上作成する必要がある場合に使用します。		
1 あん分前の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 各計算書のa欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（（①-②）の金額）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）			
2 あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次の1から3までの各欄を使用し、医療法人持分納税猶予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。			
① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称 (2) 贈与者の氏名 (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）			
$\left\{ \begin{array}{l} \text{(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のa欄の価額} \\ \times \text{(1)の(3)の金額を転記します。} \end{array} \right\}$		円	00
② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 ①の(3)の金額を転記します。	a	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(f) 持分の全てを放棄したとき (g) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。 医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。	b c 00
① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称 (2) 贈与者の氏名 (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）			
$\left\{ \begin{array}{l} \text{(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のa欄の価額} \\ \times \text{(1)の(3)の金額を転記します。} \end{array} \right\}$		円	00
② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 ①の(3)の金額を転記します。	d	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(f) 持分の全てを放棄したとき (g) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。 医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。	e f 00
① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算			
(1) 医療法人の名称 (2) 贈与者の氏名 (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て）			
$\left\{ \begin{array}{l} \text{(1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のa欄の価額} \\ \times \text{(1)の(3)の金額を転記します。} \end{array} \right\}$		円	00
② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 ①の(3)の金額を転記します。	g	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(f) 持分の全てを放棄したとき (g) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。 医療法人持分税額控除額 ①の(3)の金額を転記します。	h i 00
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額			
上記1及び2により算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。			
医療法人持分納税猶予税額 の合計額（a + d + g）（申告書第一表の「医療法人持分納税猶予税額」欄に転記します。）	A	円	00
医療法人持分税額控除額 の合計額（b + c + e + f + h + i）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。）	B	円	
(注) 1 医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（1、2又は3の各欄の②欄のロの(3)に該当する場合）には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税猶予税額等（1、2又は3の各欄の③欄の(3)の金額）に基づき、その医療法人持分納税猶予税額等に係る計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の4から6までにおいて医療法人持分税額控除額（e）を計算し、この別表のe、f又はi欄に転記します。この場合、計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の6の③欄中「3の③」の金額とあるのは、この別表の1、2又は3の各欄の「③欄の(3)」の金額として医療法人持分税額控除額（e）を計算します。			
2 医療法人又は贈与者が4以上あり、上記の1、2及び3欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	
※欄には記入しないでください。（資5-11-9-A4統一）（平27.10）			

改正前

平成27年分贈与税の修正申告書(別表)

提出用

受贈者の氏名

第三表（平成28年分用）（第三表は、申告書第一表又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

① 修正前の課税額（第一表）

	修正前の課税額（第一表）	控除	注記	欄別	P
I	特別増与財産の価額の合計額（課税価格）			①	
	一般増与財産の価額の合計額（課税価格）			②	
暦年 課税	配偶者控除額 【(妻)または(夫)が所得者の総収入及び贈りを受けた金額のうち(自己又は家族の取得に当てた部分の金額の合計額)			③	
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③))			④	
	基礎控除額			⑤	
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】			⑥	
	⑥に対する税額			⑦	
	外国税額の控除額			⑧	
税分	医療法人持分税額控除額			⑨	
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)			⑩	

part 相續時精算課税分

[illegible]

III	課税価格の会計処理
-----	-----------

[illegible]

② 修正前の非課税額（第一表の二）

[illegible]

③ 修正前の課税額（第二表）

相続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第二頁を提出してください。この場合、①修正前の課税(第一頁)及び②修正申告によって異動した事項については、いずれか1枚に記入してください。									
	財産の価額の合計額(課税価格)	21									
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	22									
	特別控除額の種類(2,500万円～22)	23									
	特別控除額(円の金額と円の金額のいずれか低い金額)	24									
	翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円～25～26)	25									
	24の控除後の課税価格(25～26)【1,000円未満切捨て】	26									
	26に対する税額(26×20%)	27									
	外国税額の控除額	28									
	差引税額(27～28)	29									

④ 修正申告によって異動した事項

異 動 の 内 容										異 動 の 理 由									

※	税務署監理保	監理番号																		名簿																			番	年	月	日
---	--------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

(資 5-10-3-1-A 4 統一)

(資5-10-3-1-A4統一) (平27,10)

改正後

平成28年分贈与税の修正申告書（別表）

控

受贈者の氏名

第三表（平成28年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

① 修正前の課税額（第一表）

[illegible]

一、相續時精算課稅分

[illegible]

	個別係数の合計額
--	----------

[illegible]

② 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名		特定贈与者は複数いる場合には、それぞれについてこの表を使用してください。この場合、 ①修正課税額(第一表) 及び ②修正申告書 によって算出した結果に基づいて、いずれか1紙に記入してください。	
相続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	21	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	22	
	特別控除額の残額（2,500万円－①）	23	
	特別控除額（②の金額と③の金額のいずれか低い金額）	24	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－④－⑤）	25	
	⑥の控除後の課税価格（②－⑥）【1,000円未満切捨て】	26	
	⑥に対する税額（⑥×20%）	27	
	外国税額の控除額	28	
差引税額（⑦－28）	29		

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

(資 5-10-3-2-A 4 統一)

改正前

平成27年分贈与税の修正申告書（別表）

111

受贈者の氏名

第三表
(平成27年分用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

① 修正前の課税額（第一表）

[illegible]

相續時精算課税分

[illegible]

—	繰上償還の会計処理
---	-----------

[illegible]

② 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	30						
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	31						
	非課税限度額		32						
	③のうち非課税の適用を受ける金額		33						
	③のうち非課税の適用を受ける金額		34						
	非課税の適用を受ける金額の合計額(③+④)		35						
	③のうち課税価格に算入される金額(③-⑤)		36						
	③のうち課税価格に算入される金額(③-⑤)		37						

③ 修正前の課税額（第二表）

[illegible]

④ 修正申告によって異動した事項

異 動 の 内 容	異 動 の 理 由

(資5-10-3-2-A4統一) (平27.10)

改正後

書きかた等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- （注）修正申告書（別表）の「②修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
- また、修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「②修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
- (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
- （注）相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「②修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
- (2) 「②修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- (3) 「⑨」欄には、申告書第一表の「④」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「④」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- (4) 「⑩」欄には、申告書第一表の「⑧」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑧」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成28年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成28年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「⑩」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
- また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
- なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

（注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

書きかた等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- （注）修正申告書（別表）の「②修正前の課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、また「③修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
- また、修正申告書（別表の付表）の「①修正前の課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
- (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の三）」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
- （注）住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業（修正申告書（別表）又は修正申告書（別表の付表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「④修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
- (2) 「④修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- (3) 「⑨」欄には、申告書第一表の「④」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「④」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- (4) 「⑩」欄には、申告書第一表の「⑧」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑧」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成27年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成27年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「⑩」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
- また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
- なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

（注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

平成28年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

提出用

受贈者の氏名

(單位：円)

第三表（別表の付表）（平成28年分用）

修正前の非課税額（第一改の二）		（単位：円）	
贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	30
贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	31
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額		32
	平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		33
	住宅資金非課税限度額の残額（32-33）		34
贈与税の適用を受ける金額の計算	35のうち非課税の適用を受ける金額		36
	31のうち非課税の適用を受ける金額		37
	非課税の適用を受ける金額の合計額（36+37）		38
	35のうち課税価格に算入される金額（35-36）		39
	31のうち課税価格に算入される金額（31-32）		40

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

[illegible]

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

来	税 务 署 整 理 欄	整理番号							名簿						署名 捺印欄		年		月		日	
---	-------------	------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------

※欄には記入しないでください。

(資 5-10-3-3-A 4 統一)

平成27年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

提出用

受贈者の氏名

(單位：円)

第三表(別表の付表)(平成27年分用)

6 修正前の非課税額（第一表の三）		（単位：円）	
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	38	
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	39	
非課税限度額		40	
受贈者の氏名 受贈者の住所 受贈者の生年月日 受贈者の職業 受贈者の婚姻状況 受贈者の配偶者の氏名 受贈者の配偶者の住所 受贈者の配偶者の生年月日 受贈者の配偶者の職業 受贈者の配偶者の婚姻状況 受贈者の配偶者の氏名 受贈者の配偶者の住所 受贈者の配偶者の生年月日 受贈者の配偶者の職業 受贈者の配偶者の婚姻状況	③のうち非課税の適用を受ける金額	41	
	④のうち非課税の適用を受ける金額	42	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③＋④）	43	
	⑤のうち課税価格に算入される金額（⑤－⑥）	44	
	⑤のうち課税価格に算入される金額（⑤－⑥）	45	

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一併に使用します。

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 番 号 年 月 日

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-3-3-A4統一) (平27.10)

改正後

控用

平成28年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

④ 修正前の非課税額（第一表の二）

受贈者の氏名

(單位：元)

[illegible]

③ 修正前の非課税額（第一表の三）

[illegible]

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

(資 5-10-3-4-A 4 統一)

改正前

控用

平成27年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

(單位:)

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

[illegible]

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

第三表（別表の付表）（平成27年分用）○この用紙は「**控用**」です。申告には必ず「**提出用**」を使ってください。

(資5-10-3-4-A4統一) (平27,10)

改 正 後

書 き か た 等

- 1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「**㊦修正前の非課税額（第一表の二）**」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「**㊦修正前の非課税額（第一表の三）**」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 3 修正申告書（別表の付表）の「**㊦修正前の非課税額（第一表の二）**」及び「**㊦修正前の非課税額（第一表の三）**」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「平成28年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「平成28年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改 正 前

書 き か た 等

- 1 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「**㊦修正前の非課税額（第一表の三）**」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 修正申告書（別表の付表）の「**㊦修正前の非課税額（第一表の三）**」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与税が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 3 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「平成27年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 4 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改正後

税 務 署 受 付 印 相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

平成 年 月 日

税務署長

受贈者 住所又は居所 フリガナ 氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日) 特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) ☐ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
① 受贈者の氏名、生年月日
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4) ☐ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
(注) 1 相続特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(相続特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 ⑩ 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改正前

税 務 署 受 付 印 相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

平成 年 月 日

税務署長

受贈者 住所又は居所 フリガナ 氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日) 特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から平成 27 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) ☐ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
① 受贈者の氏名、生年月日
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
(注) (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4) ☐ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
(注) 1 相続特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(相続特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 ⑩ 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一) (平27-10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。 なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。 また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口には、印を記入してください。 なお、（3）の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 7 その他 （1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 （2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。	書 き か た 等 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。 なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。 また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口には、印を記入してください。 7 その他 （1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 （2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改正後

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

平成

年

月

日

5 受贈者の相続人に関する事項

住 所 又は 居 所 フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所 フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所 フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

☐ 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

☐ 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一)

(平成28年分以降用)

改正前

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

平成

年

月

日

5 受贈者の相続人に関する事項

住 所 又は 居 所 フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所 フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所 フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

☐ 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一) (平27.10)

改正後	改正前
書 き か た 等 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。	書 き か た 等 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定の贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

改正後

改正前

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税額計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税額計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____氏名_____ 印_____

(資5-45-A4統一)

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税額計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税額計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____氏名_____ 印_____

(資5-45-A4統一)(平27.10)

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。 3 用語の意義 (1) 「租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地をいいます。 イ 平成 26 年 3 月 31 日以前に行われた贈与 贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条の規定による通知（同法第 32 条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。 ロ 平成 26 年 4 月 1 日以後に行われた贈与 贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第 36 条第 1 項各号（次の①から⑤の場合をいいます。）に該当するとき（次の①から⑤の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。 ① 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき ② 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（農地法第 35 条第 1 項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同条第 3 項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。）があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき ③ 農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき ④ 利用意向調査を行った日から起算して 6 か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき ⑤ 上記①から④のほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めたとき （注）1 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 2 都市営農農地等とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第 10 条又は同法第 15 条第 1 項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。 (2) 「租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 (3) 「租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10 年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。	書 き か た 等 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。 3 用語の意義 (1) 「租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地をいいます。 イ 平成 26 年 3 月 31 日以前に行われた贈与 贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条の規定による通知（同法第 32 条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。 ロ 平成 26 年 4 月 1 日以後に行われた贈与 贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第 36 条第 1 項各号（次の①から⑤の場合をいいます。）に該当するとき（次の①から⑤の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。 ① 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき ② 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（農地法第 35 条第 1 項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同法第 3 項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。）があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき ③ 農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき ④ 利用意向調査を行った日から起算して 6 か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき ⑤ 上記①から④のほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めたとき （注）1 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 2 都市営農農地等とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第 10 条又は同法第 15 条第 1 項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。 (2) 「租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 (3) 「租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10 年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

改正後

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人 〇〇〇 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成 〇〇 年分贈与税 〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

納付すべき
1 「減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

〇〇〇 円 × 〇〇 / 〇〇 = A 〇〇 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 〇〇 年分贈与税 〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））」の「増減（△）差額」欄の額です。

納付すべき
2 「減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

イ 申告加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円

ロ 重加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円

ハ 上記以外の本税の額 〇〇〇 円

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

〇, 〇〇〇 円 × 〇 / 100 = B 〇〇 円

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第 〇 条第 2 項適用分))

〇, 〇〇〇 円 × 5 / 100 = C 〇〇 円

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第 66 条第 4 項適用分))

〇, 〇〇〇 円 × 10 / 100 = D 〇〇 円

申告加算税の額 (B + C + D) 〇〇〇 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

〇, 〇〇〇 円 × 〇 / 100 = E 〇〇 円

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第 68 条第 4 項適用分))

〇, 〇〇〇 円 × 10 / 100 = F 〇〇 円

重加算税の額 (E + F) 〇〇〇 円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額は、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき
減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

〇〇〇 円 × 〇〇 / 〇〇 = 〇〇〇 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 〇〇 年分贈与税 〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩申告期限までに納付すべき税額（⑩+⑬+⑭+⑮）」の「増減（△）差額」欄の額です。

() 枚のうち () 枚目

(資 5-61-1-A 4 統一)

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人 〇〇〇 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成 〇〇 年分贈与税 〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

納付すべき
1 「減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

〇〇〇 円 × 〇〇 / 〇〇 = A 〇〇 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 〇〇 年分贈与税 〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））」の「増減（△）差額」欄の額です。

納付すべき
2 「減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

イ 申告加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円

ロ 重加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円

ハ 上記以外の本税の額 〇〇〇 円

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

〇, 〇〇〇 円 × 〇 / 100 = B 〇〇 円

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第 〇 条第 2 項適用分))

〇, 〇〇〇 円 × 5 / 100 = C 〇〇 円

申告加算税の額 (B + C) 〇〇〇 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

〇, 〇〇〇 円 × 〇 / 100 = 〇〇 円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額は、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき
減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

〇〇〇 円 × 〇〇 / 〇〇 = 〇〇〇 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 〇〇 年分贈与税 〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩申告期限までに納付すべき税額（⑩+⑬+⑭+⑮）」の「増減（△）差額」欄の額です。

() 枚のうち () 枚目

(資 5-61-1-A 4 統一)

改正後	改正前																																																																																				
平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕 (通知用) 氏名 殿 この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。 なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。 ○課税標準等の計算明細 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>当初課税額(額)</th><th>額</th><th>増減(Δ)差額</th></tr></thead><tbody><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平 成 2 7 年 分 の 贈 与 税 の 申 告 で 非 課 税 の 適 用 を 受 け た 金 額 ④</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ - ④) ⑤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑦) ⑩</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑧) ⑪</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ()枚のうち()枚目 (資5-23-3-1-A4統一)	区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額	住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①				住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②				住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③				平 成 2 7 年 分 の 贈 与 税 の 申 告 で 非 課 税 の 適 用 を 受 け た 金 額 ④				住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ - ④) ⑤				⑤				①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦				②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧				非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨				①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑦) ⑩				②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑧) ⑪				平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕 (通知用) 氏名 殿 この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成27年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成27年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。 なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。 ○課税標準等の計算明細 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>当初課税額(額)</th><th>額</th><th>増減(Δ)差額</th></tr></thead><tbody><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非 課 税 限 度 額 ③</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち非課税の適用を受ける金額 ④</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ + ⑤) ⑥</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち課税価格に算入される金額 (① - ④) ⑦</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑤) ⑧</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ()枚のうち()枚目 (資5-23-3-1-A4統一)	区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額	住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①				住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②				非 課 税 限 度 額 ③				①のうち非課税の適用を受ける金額 ④				②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤				非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ + ⑤) ⑥				①のうち課税価格に算入される金額 (① - ④) ⑦				②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑤) ⑧			
区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額																																																																																		
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①																																																																																					
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②																																																																																					
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③																																																																																					
平 成 2 7 年 分 の 贈 与 税 の 申 告 で 非 課 税 の 適 用 を 受 け た 金 額 ④																																																																																					
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ - ④) ⑤																																																																																					
⑤																																																																																					
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦																																																																																					
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧																																																																																					
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨																																																																																					
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑦) ⑩																																																																																					
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑧) ⑪																																																																																					
区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額																																																																																		
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①																																																																																					
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②																																																																																					
非 課 税 限 度 額 ③																																																																																					
①のうち非課税の適用を受ける金額 ④																																																																																					
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤																																																																																					
非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ + ⑤) ⑥																																																																																					
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ④) ⑦																																																																																					
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑤) ⑧																																																																																					

改 正 後

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)

〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 Ⅰ ①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 Ⅱ ②			
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③			
平 成 2 7 年 分 の 贈 与 税 の 申 告 で 震 災 非 課 税 の 適 用 を 受 け た 金 額 ④			
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ - ④) ⑤			
⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑦) ⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑧) ⑪			

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

改 正 前

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)

〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成27年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成27年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 Ⅰ ①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 Ⅱ ②			
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ④			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ + ⑤) ⑥			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ④) ⑦			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑤) ⑧			

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

改正後

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文
 〔租税特別措置法〕 第 条 第 項
 〔震災特例法〕 第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第 号 ()		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

但 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

(資6-8-4-A4統一)
H28.11

改正前

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文 (() 欄については、該当する文字を○で囲んでください。)
 〔租税特別措置法〕 第 条 第 項
 〔震災特例法〕 第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項 (注)	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第1号 (国内の土地等・減価償却資産) 第2号 (被災区域内の土地等・減価償却資産)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

※ 該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

但 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

(資6-8-4-A4統一)
H27.11

改 正 後

改 正 前

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合（平成28年4月1日以後に第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用する場合に限りま
 す。）に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置
 法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

(新規)

改正後

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

	申請者	住所 〒 フリガナ 氏名	電話 () ① ②
税務署長 ____年 ____月 ____日提出			

[租税特別措置法] 第 _____ 条 _____ 第 _____ 項に規定する譲渡所得の課税の
 [震災特例法] 特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所 在 地	
資 産 の 種 類	数 量
譲 渡 価 額	円 譲 渡 年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数 量
取得資産の 該当条項	第 _____ 号 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 _____ 号 (_____)
取得価額の見積額	円 取得予定年月日 認定を受けようとする年月日
やむを得ない事情の詳細	

関与税理士

①

電話番号

この欄には
書かなくて
ください

氏名・性別	名簿番号

(資6-80-1-A4統一)

[28, 11]

改正前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

 税務署長 _____ _____年____月____日提出	申請者	住所 フリガナ 氏名	〒	電話	()																																						
〔租税特別措置法 震災特例法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。 記 1 譲渡した資産の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">所在地</th> <th style="width: 20%;">数</th> <th style="width: 30%;">量</th> <th style="width: 10%;">㎡</th> </tr> <tr> <td>資産の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>円</td> <td>譲渡年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> 2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">資産の種類</th> <th style="width: 20%;">数</th> <th style="width: 30%;">量</th> <th style="width: 10%;">㎡</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">取得資産の該当条項（※）</td> <td>1 租税特別措置法 ① 第37条第1項の表の</td> <td colspan="2" rowspan="2"> 第_____号 第9号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） 第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物） 第2号（中高層の耐火共同住宅） </td> </tr> <tr> <td>② 第37条の5第1項の表の</td> </tr> <tr> <td>2 震災特例法 ・第12条第1項の表の</td> <td colspan="2"> 第1号（国内の土地等・減価償却資産） 第2号（被災区域内の土地等・減価償却資産） </td> </tr> <tr> <td>取得価額の見積額</td> <td>円</td> <td>取得予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>認定を受けようとする年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">やむを得ない事情の詳細</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>						所在地	数	量	㎡	資産の種類				譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日	資産の種類	数	量	㎡	取得資産の該当条項（※）	1 租税特別措置法 ① 第37条第1項の表の	第_____号 第9号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） 第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物） 第2号（中高層の耐火共同住宅）		② 第37条の5第1項の表の	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の	第1号（国内の土地等・減価償却資産） 第2号（被災区域内の土地等・減価償却資産）		取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日			認定を受けようとする年月日	年 月 日	やむを得ない事情の詳細					
所在地	数	量	㎡																																								
資産の種類																																											
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日																																								
資産の種類	数	量	㎡																																								
取得資産の該当条項（※）	1 租税特別措置法 ① 第37条第1項の表の	第_____号 第9号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） 第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物） 第2号（中高層の耐火共同住宅）																																									
	② 第37条の5第1項の表の																																										
	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の	第1号（国内の土地等・減価償却資産） 第2号（被災区域内の土地等・減価償却資産）																																									
	取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日																																							
		認定を受けようとする年月日	年 月 日																																								
やむを得ない事情の詳細																																											
関与税理士	電話番号																																										

この欄には
番号のみで
ください

記録番号	名簿番号
(資6-80-1-A4統- 1726)	

改 正 後	改 正 前
やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 1 使用目的 この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「租税特別措置法」欄については、該当する文字を○で囲みます。 (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合（平成28年4月1日以後に第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用する場合に限ります。）に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。 (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。 (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 1 使用目的 この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、同法第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。 (2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改正後	改正前																																																																																																											
(削除)	相続財産の取得費に 加算される相続税の 計算明細書 <table><tr><td>譲渡者</td><td>住所</td><td>氏名</td></tr><tr><td>被相続人</td><td>住所</td><td>氏名</td></tr><tr><td>相続の開始があった日</td><td>年 月 日</td><td>相続税の申告書を出した日</td><td>年 月 日</td><td>相続税の申告書の提出先</td><td>税務署</td></tr></table> (1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合 <table><tr><td>譲渡した相続財産</td><td>所在地番</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>利用状況</td><td>数量</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr><tr><td>譲渡した年月日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 (相続税の申告書第1表の④の金額及び⑤の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。)</td><td>④</td><td colspan="3">譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります。(以下「④」と及び「⑤」において同じです。)</td></tr><tr><td>物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額</td><td>⑤</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>相続税の課税価格 (相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。)</td><td>⑥</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>相続税額 (相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑧又は⑨の金額を記入してください。)</td><td>⑦</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>土地等に係る相続税額の計算 (⑥×$\frac{⑧-⑦}{⑥}$)</td><td>⑧</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>前年以前に取得費に加算した金額</td><td>⑨</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>取得費に加算できる相続税額(⑧-⑨)</td><td></td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>取得費に加算される相続税額</td><td>⑩</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table> (2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合 <table><tr><td>譲渡した相続財産</td><td>所在地番</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>利用状況</td><td>数量</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr><tr><td>相続税評価額</td><td>⑪</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>相続税の課税価格 (相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。)</td><td>①</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>相続税額 (相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑧又は⑨の金額を記入してください。)</td><td>⑦</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td>取得費に加算される相続税額(①×$\frac{⑦-⑧}{①}$)</td><td>⑧</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table> 関与税理士 電話番号 (資6-11-A4統一)	譲渡者	住所	氏名	被相続人	住所	氏名	相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を出した日	年 月 日	相続税の申告書の提出先	税務署	譲渡した相続財産	所在地番				種類					利用状況	数量	m	m	m	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 (相続税の申告書第1表の④の金額及び⑤の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。)	④	譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります。(以下「④」と及び「⑤」において同じです。)			物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	⑤	円			相続税の課税価格 (相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。)	⑥	円			相続税額 (相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑧又は⑨の金額を記入してください。)	⑦	円			土地等に係る相続税額の計算 (⑥× $\frac{⑧-⑦}{⑥}$)	⑧	円			前年以前に取得費に加算した金額	⑨	円			取得費に加算できる相続税額(⑧-⑨)		円			取得費に加算される相続税額	⑩	円	円	円	譲渡した相続財産	所在地番				種類					利用状況	数量	m ²	m ²	m ²	相続税評価額	⑪	円	円	円	相続税の課税価格 (相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。)	①	円			相続税額 (相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑧又は⑨の金額を記入してください。)	⑦	円			取得費に加算される相続税額(①× $\frac{⑦-⑧}{①}$)	⑧	円	円	円
譲渡者	住所	氏名																																																																																																										
被相続人	住所	氏名																																																																																																										
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を出した日	年 月 日	相続税の申告書の提出先	税務署																																																																																																							
譲渡した相続財産	所在地番																																																																																																											
種類																																																																																																												
利用状況	数量	m	m	m																																																																																																								
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																																																																								
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 (相続税の申告書第1表の④の金額及び⑤の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。)	④	譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります。(以下「④」と及び「⑤」において同じです。)																																																																																																										
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	⑤	円																																																																																																										
相続税の課税価格 (相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。)	⑥	円																																																																																																										
相続税額 (相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑧又は⑨の金額を記入してください。)	⑦	円																																																																																																										
土地等に係る相続税額の計算 (⑥× $\frac{⑧-⑦}{⑥}$)	⑧	円																																																																																																										
前年以前に取得費に加算した金額	⑨	円																																																																																																										
取得費に加算できる相続税額(⑧-⑨)		円																																																																																																										
取得費に加算される相続税額	⑩	円	円	円																																																																																																								
譲渡した相続財産	所在地番																																																																																																											
種類																																																																																																												
利用状況	数量	m ²	m ²	m ²																																																																																																								
相続税評価額	⑪	円	円	円																																																																																																								
相続税の課税価格 (相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。)	①	円																																																																																																										
相続税額 (相続税の申告書第1表の⑦の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑧又は⑨の金額を記入してください。)	⑦	円																																																																																																										
取得費に加算される相続税額(①× $\frac{⑦-⑧}{①}$)	⑧	円	円	円																																																																																																								

改正後

改正前

(削除)

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の⑩の差引税額がある場合

贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑪	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の⑪の金額)	⑫	円
差引税額 (相続税の申告書第1表の⑫の金額)	⑬	円
相続税額 (⑪+⑫+⑬)	⑭	円

2 相続税の申告書第1表の⑩の差引税額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の⑩又は⑪の金額)	⑰	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の⑫の金額)	⑱	円
合計 (⑰+⑱)	⑲	円
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉑又は㉒の金額)	⑳	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉓又は㉔の金額)	㉑	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉕又は㉖の金額)	㉒	円
外国税額控除額	㉓	円
計 (㉑+㉒+㉓)	㉔	円
相続税額 (⑲-㉔) (赤字の場合は0と記入してください。)	㉕	円

但 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- (1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいい、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得したものを含みます。ただし、相続開始時において贈与資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- (2) 「㉕」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。
- なお、物納の許可を受けた相続税額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納する予定の相続税額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉕」の金額には含みません。
- (3) 「㉑」又は「㉒」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉑」又は「㉒」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- (4) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉑」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
- なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉑」の金額が0になる場合を除きます。）。
- (5) 「㉓」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right] \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}}$$

- (6) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉑」、「㉒」又は「㉓」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ 「㉑」の金額} &= \left[\frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格(「㉑」の金額)+(支払代償金)}} \right] \times (\text{支払代償金}) \\ \text{ロ 「㉒」の金額} &= \left[\frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉑」の金額)+(支払代償金)}} \right] \times (\text{支払代償金}) \\ \text{ハ 「㉓」の金額} &= \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉑」の金額)+(支払代償金)}} \right] \times (\text{支払代償金}) \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- (1) 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- (2) 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- (3) 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署（資産税担当）におたずねください。

改正後

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の⑩の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑩	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑪	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑫	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑬	円
相続税額 (⑩+⑪+⑫+⑬)	⑭	円

2 相続税の申告書第1表の⑩の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の⑩又は⑪の金額)	⑭	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑮	円
合計 (⑭+⑮)	⑯	円
税額控除等		
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の⑬又は⑭の金額)	⑰	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の②又は③の金額)	⑱	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の②又は③の金額)	⑲	円
外国税額控除額	⑳	円
計 (⑰+⑱+⑲+㉑)	㉒	円
相続税額 (⑯-㉒) (赤字の場合は0と記入してください。)	㉓	円

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

(1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等を含みません。

(2) 「㉒」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日属する年分の所得税の納税義務の成立する時(通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限)において、物納申請している土地等をいいます。

なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉒」の金額には含みません。

(3) 「㉒」又は「㉓」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉒」又は「㉓」の金額は、その譲渡益相当額となります。

(4) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉒」の金額は、譲渡した時期(原則として引渡しがあった日)の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません(配分していった結果、「㉒」の金額が0になる場合を除きます。)

(5) 「㉒」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right] \times \left[\frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right]$$

※ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特例控除の特例の適用を受ける場合は、「譲渡した相続財産のうち特例適用対象とならない部分に対応する収入金額」となります。

(6) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉒」、「㉓」又は「㉔」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「㉒」の金額} &= \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} - \text{支払代償金} \times \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} \\ \text{ロ「㉓」の金額} &= \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} - \text{支払代償金} \times \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} \\ \text{ハ「㉔」の金額} &= \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} - \text{支払代償金} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

(1) 相続税の申告書第1表、第11表(相続税がかかる財産の明細書)、第11の2表(相続時精算課税適用財産の明細書)、第14表(純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書)、第15表(相続財産の種類別価額表)

(2) 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」

(3) 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙(物納財産目録)」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の⑩の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑩	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑪	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑫	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑬	円
相続税額 (⑩+⑪+⑫+⑬)	⑭	円

2 相続税の申告書第1表の⑩の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の⑩又は⑪の金額)	⑭	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	⑮	円
合計 (⑭+⑮)	⑯	円
税額控除等		
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の⑬又は⑭の金額)	⑰	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の②又は③の金額)	⑱	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の②又は③の金額)	⑲	円
外国税額控除額	⑳	円
計 (⑰+⑱+⑲+㉑)	㉒	円
相続税額 (⑯-㉒) (赤字の場合は0と記入してください。)	㉓	円

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

(1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。

(2) 「㉒」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日属する年分の所得税の納税義務の成立する時(通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限)において、物納申請している土地等をいいます。

なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉒」の金額には含みません。

(3) 「㉒」又は「㉓」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉒」又は「㉓」の金額は、その譲渡益相当額となります。

(4) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉒」の金額は、譲渡した時期(原則として引渡しがあった日)の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません(配分していった結果、「㉒」の金額が0になる場合を除きます。)

(5) 「㉒」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right] \times \left[\frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right]$$

(6) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉒」、「㉓」又は「㉔」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「㉒」の金額} &= \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} - \text{支払代償金} \times \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} \\ \text{ロ「㉓」の金額} &= \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} - \text{支払代償金} \times \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} \\ \text{ハ「㉔」の金額} &= \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} - \text{支払代償金} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(「㉒」の金額)+ (支払代償金)}} \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

(1) 相続税の申告書第1表、第11表(相続税がかかる財産の明細書)、第11の2表(相続時精算課税適用財産の明細書)、第14表(純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書)、第15表(相続財産の種類別価額表)

(2) 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」

(3) 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙(物納財産目録)」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署におたずねください。

改正後

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉔	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉖	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉗	円
相続税額 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	円

2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の㉔又は㉕の金額)	㉔	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
合計 (㉔+㉕)	㉖	円
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉔又は㉕の金額)	㉗	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉔又は㉕の金額)	㉘	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉔又は㉕の金額)	㉙	円
外国税額控除額	㉚	円
医療法人持分税額控除額	㉛	円
計 (㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛)	㉜	円
相続税額 (㉖-㉜) (赤字の場合は0と記入してください)	㉝	円

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含まれません。
- 「㉔」、「㉕」、「㉖」、「㉗」及び「㉘」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- 「㉕」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、譲渡者が物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉕」の金額には含まれません。
- 「㉕」又は「㉖」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉕」又は「㉖」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉕」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉕」の金額が0になる場合を除きます。）。
- 「㉜」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}^{(90)}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}}$$

※ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特例の特例の適用を受ける場合は、「譲渡した相続財産のうち特例適用対象とならない部分」に対応する収入金額」となります。

- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉔」、「㉕」又は「㉖」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「㉔」の金額} &= \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉔」の金額) + (支払代償金))}} \\ \text{ロ「㉕」の金額} &= \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉔」の金額) + (支払代償金))}} \\ \text{ハ「㉖」の金額} &= \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉔」の金額) + (支払代償金))}} \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉔	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉖	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉗	円
相続税額 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	円

2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の㉔又は㉕の金額)	㉔	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
合計 (㉔+㉕)	㉖	円
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉔又は㉕の金額)	㉗	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉔又は㉕の金額)	㉘	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉔又は㉕の金額)	㉙	円
外国税額控除額	㉚	円
医療法人持分税額控除額	㉛	円
計 (㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛)	㉜	円
相続税額 (㉖-㉜) (赤字の場合は0と記入してください)	㉝	円

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含まれません。
- 「㉔」、「㉕」、「㉖」、「㉗」及び「㉘」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- 「㉕」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、譲渡者が物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉕」の金額には含まれません。
- 「㉕」又は「㉖」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉕」又は「㉖」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉕」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉕」の金額が0になる場合を除きます。）。
- 「㉜」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}}$$

- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉔」、「㉕」又は「㉖」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「㉔」の金額} &= \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉔」の金額) + (支払代償金))}} \\ \text{ロ「㉕」の金額} &= \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉔」の金額) + (支払代償金))}} \\ \text{ハ「㉖」の金額} &= \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉔」の金額) + (支払代償金))}} \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

譲渡者	住所		氏名	
被相続人	住所		氏名	
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を提出した日	年 月 日	相続税の申告書の提出先
		税務署		

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、税務署にお尋ねください。

○平成二十七年一月一日以後相続開始用

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地			
種類			
利用状況	数量		
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
相続税評価額	①	円	円

相続税の課税価格	②	円
相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記載してください。		

相続税額	③	円
相続税の申告書第1表の②の金額を記載してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている方は、下の②又は③で計算した①又は⑤の金額を記載してください。		

取得費に加算される相続税額	④	円
$(③ \times \frac{①}{⑤})$		

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額	⑤	円
(相続税の申告書第1表の⑤の金額)		
相次相続控除額	⑥	円
(相続税の申告書第1表の⑥の金額)		
相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑦	円
(相続税の申告書第1表の⑦の金額)		
小計の額	⑧	円
(相続税の申告書第1表の⑧の金額)		
相続税額	①	円
$(⑧ + ⑥ + ⑦ + ⑨)$		

3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合

算出税額	①	円
(相続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	⑫	円
(相続税の申告書第1表の⑪の金額)		
合計(①+⑫)	⑬	円
配偶者の税額軽減額	⑭	円
(相続税の申告書第5表の①又は②の金額)		
未成年者控除額	⑮	円
(相続税の申告書第6表の1の②又は③の金額)		
障害者控除額	⑯	円
(相続税の申告書第6表の2の②又は③の金額)		
外国税額控除額	⑰	円
医療法人持分税額控除額	⑱	円
計(⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑲	円
相続税額(⑬-⑲)	⑳	円
(赤字の場合は0と記載してください。)		

(資6-11-A4 統一)

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

譲渡者	住所		氏名	
被相続人	住所		氏名	
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を提出した日	年 月 日	相続税の申告書の提出先
		税務署		

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、税務署にお尋ねください。

○平成二十七年一月一日以後相続開始用

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地			
種類			
利用状況	数量		
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
相続税評価額	①	円	円

相続税の課税価格	②	円
相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記載してください。		

相続税額	③	円
相続税の申告書第1表の②の金額を記載してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている方は、下の②又は③で計算した①又は⑤の金額を記載してください。		

取得費に加算される相続税額	④	円
$(③ \times \frac{①}{⑤})$		

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額	⑤	円
(相続税の申告書第1表の⑤の金額)		
相次相続控除額	⑥	円
(相続税の申告書第1表の⑥の金額)		
相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑦	円
(相続税の申告書第1表の⑦の金額)		
小計の額	⑧	円
(相続税の申告書第1表の⑧の金額)		
相続税額	①	円
$(⑧ + ⑥ + ⑦ + ⑨)$		

3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合

算出税額	①	円
(相続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	⑫	円
(相続税の申告書第1表の⑪の金額)		
合計(①+⑫)	⑬	円
配偶者の税額軽減額	⑭	円
(相続税の申告書第5表の①又は②の金額)		
未成年者控除額	⑮	円
(相続税の申告書第6表の1の②又は③の金額)		
障害者控除額	⑯	円
(相続税の申告書第6表の2の②又は③の金額)		
外国税額控除額	⑰	円
医療法人持分税額控除額	⑱	円
計(⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑲	円
相続税額(⑬-⑲)	⑳	円
(赤字の場合は0と記載してください。)		

(資6-11-A4 統一)

改正後

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。
- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（取得した交換差金等の額）}}{\text{（取得した交換差金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

- ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）} - \text{（代替資産又は買換資産の取得価額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（取得した補償金等の額）}}{\text{（取得した補償金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

- ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- ホ 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「㉔」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

2 添付書類

この明細書を提出する方は、相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）及び第15表（相続財産の種類別価額表）の写しを添付してください。

3 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。
- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（取得した交換差金等の額）}}{\text{（取得した交換差金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

- ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）} - \text{（代替資産又は買換資産の取得価額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（取得した補償金等の額）}}{\text{（取得した補償金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

- ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\begin{array}{c} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「㉔」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

2 添付書類

この明細書を提出する方は、相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）及び第15表（相続財産の種類別価額表）の写しを添付してください。

3 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

【平成 年分】 保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する書 計算明細書 (確定申告書付表)	譲渡者 住所 税理士 住所	氏名 氏名	電話 番号 電話 番号
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地	氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地	氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類
	保証債務の履行に関する事項	年 月 日	保証債務を履行した金額 円
	求償権の行使に関する事項	年 月 日	求償権の行使不能額 円
保証債務を履行するための 譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番		
	資産の種類		
	資産の利用状況	資産の数量	円(株(口)・円)
	譲渡先 氏名又は名称	(職業)	(職業)
譲渡所得(山林所得)の うちないものとみなされる金額	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日
	譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日
	譲渡価額の総額	円	円
	求償権の行使不能額 (上の表の金額)	円	円
	譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	円	円

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑤」の金額は、申告書第1表の「⑤+⑥+⑦」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑤」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑥×××円」と2段書きしてください。
詳しくは、税務署にお尋ねください。
(平成29年分以降適用)
425.11

改正前

【平成 年分】 保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する書 計算明細書 (確定申告書付表)	譲渡者 住所 税理士 住所	氏名 氏名	電話 番号 電話 番号
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地	氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地	氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類
	保証債務の履行に関する事項	年 月 日	保証債務を履行した金額 円
	求償権の行使に関する事項	年 月 日	求償権の行使不能額 円
保証債務を履行するための 譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番		
	資産の種類		
	資産の利用状況	資産の数量	円(株(口)・円)
	譲渡先 氏名又は名称	(職業)	(職業)
譲渡所得(山林所得)の うちないものとみなされる金額	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日
	譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日
	譲渡価額の総額	円	円
	求償権の行使不能額 (上の表の金額)	円	円
	譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	円	円

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑤」の金額は、申告書第1表の「⑤+⑥+⑦」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑤」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑥×××円」と2段書きしてください。
詳しくは、税務署にお尋ねください。
(平成29年分以降適用)
425.11

改 正 後	改 正 前
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 1 使用目的 この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。 (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「⑩」欄から「⑮」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。 (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 1 使用目的 この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。 (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「⑩」欄から「⑮」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。 (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

改正後

改正前



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所				
	氏 名				
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買取り年月日	買取り価額	
		m ²	・ ・	円	
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成_____年12月31日までに、 ※ 同法第31条の2第2項第_____号の ・ 一団の宅地 ・ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・ 住宅又は中高層の耐火共同住宅 の用に供することを約します。					
土地等の買取り者	住所又は所在地				
	フリガナ				
	氏名又は名称	㊞			

○ 租税特別措置法第31条の2第3項の適用を受ける場合には、この確約書を申告書に添付してください。

(資6-62-A4統一)
828.11



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所				
	氏 名				
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買取り年月日	買取り価額	
		m ²	・ ・	円	
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成_____年12月31日までに、 ※ 同法第31条の2第2項第_____号の ・ 一団の宅地 ・ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・ 住宅又は中高層の耐火共同住宅 の用に供することを約します。					
土地等の買取り者	住所又は所在地				
	フリガナ				
	氏名又は名称	㊞			

○ 租税特別措置法第31条の2第3項の適用を受ける場合には、この確約書を申告書に添付してください。

(資6-62-A4統一)
827.11

改 正 後

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改 正 前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改正後

この欄には 必ず記入してください。	通信日付印の年月日	確認印		名 簿 番 号
	年 月 日			

優良住宅地造成等事業に係る確約書

 税務署長 年 月 日提出	土地等の買取り者	住 所 又は 所在地	〒
	フリガナ 氏 名 又は名称		
		電 ()	
		☎ 話	

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項
 第 号の $\left\{ \begin{array}{l} \text{※2} \\ \cdot \text{一団の宅地の造成} \\ \cdot \text{一団の住宅の建設} \\ \cdot \text{中高層の耐火共同住宅の建設} \end{array} \right\}$ を同号に規定する申請書の内容に適合して
 行う旨及びその申請書に基づく同号 ※3 に規定する $\left\{ \begin{array}{l} \text{※4} \\ \cdot \text{検査済証} \\ \cdot \text{都道府県知事の証する書類} \end{array} \right\}$
 の交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士	☎ 電話番号
-------	--------

(資6-63-A4統一)
H27.11

改正前

この欄には 必ず記入してください。	通信日付印の年月日	確認印		名 簿 番 号
	年 月 日			

優良住宅地造成等事業に係る確約書

 税務署長 年 月 日提出	土地等の買取り者	住 所 又は 所在地	〒
	フリガナ 氏 名 又は名称		
		電 ()	
		☎ 話	

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項
 第 号の $\left\{ \begin{array}{l} \text{※2} \\ \cdot \text{一団の宅地の造成} \\ \cdot \text{一団の住宅の建設} \\ \cdot \text{中高層の耐火共同住宅の建設} \end{array} \right\}$ を同号に規定する申請書の内容に適合して
 行う旨及びその申請書に基づく同号 ※3 に規定する $\left\{ \begin{array}{l} \text{※4} \\ \cdot \text{検査済証} \\ \cdot \text{都道府県知事の証する書類} \end{array} \right\}$
 の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士	☎ 電話番号
-------	--------

(資6-63-A4統一)
H27.11

改 正 後

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証
	中高層の耐火共同住宅の建設		

改 正 前

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類の写し
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
	中高層の耐火共同住宅の建設		

改正後

改正前

1 面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
 - ……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
 - ……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
 - ……1面・2面・3面・5面
 - (また、下記の「5面」に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(平成26年分以降用)

H28.11

1 面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受けない場合
 - ……1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
 - ……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成27年分以降用)

H27.11

改正後

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番	
(住居表示)	

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	☐ 宅 地 ☐ 田 (実測) m ☐ 山 林 ☐ 畑 (公簿等) m ☐ 雑種地 ☐ 借地権 ☐ その他 ()	利用状況	☐ 自己の居住用 (居住期間 年 月 ~ 年 月) ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	売買契約日	年 月 日
建物	☐ 居 宅 ☐ マンション m ☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ()			引き渡し日	年 月 日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物	土地	建物	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	職業 (業 種)

(4) いくらくで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額

円

【参考事項】

代金の 受領状況	1 回目 年 月 日	2 回目 年 月 日	3 回目 年 月 日	未収金 年 月 日(予定)
	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由

☐ 買主から頼まれたため
☐ 借入金を返済するため
☐ 他の資産を購入するため
☐ その他 ()
☐ 事業資金を捻出するため

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

改正前

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番	
(住居表示)	

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	☐ 宅 地 ☐ 田 (実測) m ☐ 山 林 ☐ 畑 (公簿等) m ☐ 雑種地 ☐ 借地権 ☐ その他 ()	利用状況	☐ 自己の居住用 ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	売買契約日	年 月 日
建物	☐ 居 宅 ☐ マンション m ☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ()			引き渡し日	年 月 日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物	土地	建物	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	職業 (業 種)

(4) いくらくで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額

円

【参考事項】

代金の 受領状況	1 回目 年 月 日	2 回目 年 月 日	3 回目 年 月 日	未収金 年 月 日(予定)
	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由

☐ 買主から頼まれたため
☐ 借入金を返済するため
☐ 他の資産を購入するため
☐ その他 ()
☐ 事業資金を捻出するため

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

改正後

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	☐ 木造 ☐ 木骨モルタル ☐ 鉄骨鉄筋 ☐ 金属造 ☐ その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の用に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	(2)	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
☐ 標準	円 × 0.9 ×	×	=	取得費		

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「☐標準」に記してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・指・農 業の	円	円	円	円	円
長期						
短期	所・指・農 業の	円	円	円	円	円
長期						
短期	所・指・農 業の	円	円	円	円	円
長期						

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

改正前

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	☐ 木造 ☐ 木骨モルタル ☐ 鉄骨鉄筋 ☐ 金属造 ☐ その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の用に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	(2)	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
☐ 標準	円 × 0.9 ×	×	=	取得費		

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「☐標準」に記してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・指・農 業の	円	円	円	円	円
長期						
短期	所・指・農 業の	円	円	円	円	円
長期						
短期	所・指・農 業の	円	円	円	円	円
長期						

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄